「平和と人権」市民ネットワーク情報 №23-4 号外(通算 96 号)
事務局発行(℡ 0557-45-1182) http://peaceito.moo.jp 2023.4/18

憲法施行 76 年

9 条を死文化させないために

(1)九条は死んだか

昨年 12 月 16 日閣議決定された「安保三文書」は、日本のこれまでの安全保障政策を根本的に転換しました。憲法 9 条の縛りの下で、自国防衛に徹し、相手国に武力攻撃せず、攻撃的兵器も保有しない、といういわゆる『専守防衛』の自衛隊を一変させました。反撃能力の名のもと自衛隊は敵ミサイル基地をミサイル発射前に破壊できる「敵基地攻撃能力」を保有する。そのためのスタンドオフミサイルを配備する費用として、2027 年度までの 5 年間に軍事費を総計 43 兆円に増強する、というのです。日本は 9 条の縛りから脱し、世界第三位の軍事力を保有する軍事大国となります。この事態を前法制局長官=阪田雅裕氏は「9 条の死」と呼びました。(「世界」23 年 2 月号)

…「新たな防衛戦略に基づいて自衛隊が十分な反撃能力を備えるに至れば、憲法九条は、残されたこの最後の規範性をも失い、法規範としては価値のないものになってしまう。」…「今回の国家安全保障戦略の改定によって憲法九条第二項は死文と化し、九条の規範性はほぼなくなることになる。」

阪田氏は 9 条 2 項が死文化したことを良しとするものではありません。氏の本意は憲法をないがしろにする政府を批判することにあります。次の一文には氏の怒りが込められています。

…「憲法は主権者たる国民が国の統治のあり方を縛る法規範であり、政治といえどもこれに背くことは許されない。……憲法の規定に反する立法や施策を積み重ね、国民の誤信に乗じて国のカタチを変えてしまう昨今の政治は、立憲主義の否定であり、法治国家の名を汚すものと言わざるを得ない。」

国家安全保障戦略は、「この反撃能力は、憲法及び国際法の範囲内で、専守防衛の考え方を変更するものではな(い)」と強弁していますが、阪田氏はこれを「詭弁」と断じます。(4/14 付朝日新聞)。

(2)岸田政権と憲法

安倍前首相に始まる立憲主義の軽視は、菅・岸田政権に引き継がれました。しかし、その態様は異なります。私見を引用します。

…「安倍晋三は憲法を敵視した。みっともない憲法だ、と侮蔑した。そして、憲法を改悪するための機会を常に狙っていた。岸田首相はあからさまには憲法を敵視しない。尊重するかと言えば、尊重もしない。彼は憲法を相手にしない。昨年 12 月の安保三文書は日本の防衛政策を根本的に変えた。その露払いをした有識者会議に憲法学者は一人も入っていない。安保三文書では、相手国の領域にミサイルを撃ち込むことができる長射程のミサイルを保有することを決めた。しかし、国家安全保障戦略にはこう書いてある。「わが国は、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とはならないとの基本方針は変わらない。」と。これはどういうことか。専

守防衛」というのは自国が攻撃を受けたときに自国領域から攻撃を排除するために武力を発動するということだが、相手国の基地はもちろん司令部や軍の中枢までも攻撃し破壊することがどうして『専守防衛』と言えるのか。言葉の意味を捻じ曲げ、それによって言葉そのものを無意味にしている。

岸田にとって、憲法は制約ではない。それより大事なのはアメリカだ。安倍のように 9 条を目の敵にしないかわりに、憲法の規範性を無視する、これが彼の言う現実主義だ。こういう人物、こういう政権を相手に私たちは闘っていかなければならない。

(3) 憲法審査会の動向

4 月 15 日付「赤旗」は衆議院・憲法審査会の審議の様子を次のように報じている。

○自民…「自衛隊を憲法に明記することは憲法を頂点とした法体系を完成させることを意味する。」

○維新…「いつまでも議論と言わずに早期に結論を出して前にすすめていくことがわれわれの使命だ」

○公明…9 条 1 項、2 項を残し自衛隊を明記する。

○国民…「戦力不保持を定めた 9 条 2 項をこしたままでいいのか」

○共産…「改憲のための審査会は動かすべきではない」

▲立憲民主の考えは紹介されていませんが、審査会の大勢が自衛隊明記に傾いていることは間違いないようです。次の衆議院選の前に審査会の改正案がまとまる可能性は十分にあります。

(4)私たちの運動

私たちは「9 条 2 項が死文化した」とも、「9 条の規範性が失われた」とも考えていません。そうではなく、「9 条を生かす」ために、「9 条の規範性を回復する」ために、何ができるか、何をしなければいけないか、という観点から運動をしています。運動の理念は、**「9 条が人権の砦」**であるということです。自衛隊が憲法に明記され「軍事的公共性」の名のもとに、個人の自由が制限され奪われることを拒否します。「憲法九条は、自由が現実に侵害される一歩手前でこれを防ぐ、いわば『防火壁』のような役割を果たす。」（青井未帆）

伊東でも、地域から「9 条守れ!」の声が広がっています。

◎「川奈・吉田 9 条の会」…昨年 12 月に結成され、すでに三回の集まりを持っています。

◎「伊豆高原 9 条の会」…4 月 16 日に 50 名近い参加者を得て設立総会が開かれました。

こうした地域に根差したサークル活動を広げ強めていくことを運動の柱にしたいと考えています。一緒に力を合わせましょう！

添付のチラシをご覧ください

5月1日(月)
メーデー
伊東地区集会
午後5時半～
物見塚公園

5月の空に
怒りと希望の声をあげよう！

5月3日(水)
憲法集会＆パレード
午後2時～松川公園